

日病薬病院薬学認定薬剤師制度について

認証取得までの経緯

- ・日病薬生涯研修認定制度の現状と問題点
- ・薬剤師認定制度認証機構とは
- ・特定領域認定制度取得のメリット
- ・特定領域認定制度の認証取得目的
- ・日病薬病院薬学認定薬剤師制度の認証取得

日病薬生涯研修認定制度の現状と問題点

問 題 点

1. 研修内容について、審査基準が定められていないため、更なる研修の質の担保が必要である。
2. 受講証明をすべての研修区分で必須としていないため、更なる研修認定の質の担保が必要である。
3. 履修認定については他団体の認定・専門薬剤師の一部要件となっており、日病薬としても更なる研修・認定の質の担保を行う必要がある。



医療技術の高度化・複雑化した現状を踏まえ、病院・診療所等で医療に従事する薬剤師等の、臨床現場における実践力を養成するために、

- 生涯研修認定制度を見直し
- 第三者評価機関が行う認定制度の適合基準及び客観的評価による認証を取得をすることが必要である。

薬剤師認定制度認証機構とは

《薬剤師認定制度認証機構（CPC）とは》

薬剤師が、時代に即した職責を果たすには、生涯研修により常に自らの能力・適性の維持向上に努めることが必須です。そのためには、薬剤師なら誰でも受講できる質の高い生涯研修を提供し、研修成果を認定する「生涯研修プロバイダー」が、今後数多く必要となります。

薬剤師認定制度認証機構は、このような状況に応えるために、関係団体との連携のもと、プロバイダーから申請のあった研修・認定制度について、第三者評価機関として客観的評価を行い、基準に適合する制度を認証し、それを情報として広く薬剤師にお知らせすることを役割としている。

（薬剤師認定制度認証機構ホームページより抜粋）

《認証により期待される効果》

本機構は、薬剤師の生涯研修等の認証によって次のような効果が得られることを期待しています。

- ① わが国における質の高い薬剤師生涯研修体制を確保することにより、薬剤師実務能力および適性の向上を図り、医療における薬剤師の貢献度と信頼性を高めることができる。
- ② 自己研鑽を目指す薬剤師に対して、受講すべき生涯研修プロバイダーを選択するための、信頼性の高い情報を提供することができる。
- ③ 生涯研修の履修単位の均質性を保つことにより、受講者の多様な研修実績を統合して記録できる状況を確立できる。
- ④ プロバイダーに対して各種情報をフィードバックし、生涯研修の内容を常に改善し強化する努力を促す効果がある。

（薬剤師認定制度認証機構ホームページより抜粋）

特定領域認定制度とは

《認証機構が認証の対象とする認定制度の種類》

①生涯研修認定制度（略号G）

②特定領域認定制度（P）

薬剤師の職能を高めるために、生涯研修の中で焦点を絞って、特定分野・領域について適切に計画された学習を修めた成果を認定する制度をいう。

③専門薬剤師認定制度（S）

④その他の薬剤師認定制度（E）

（薬剤師認定制度認証機構 認証事業実施要綱より一部抜粋）

《特定領域認定制度の必要要件》

①事業実施母体は継続して責任を持つ専門家（グループ、機関、団体）であること。

②目的・構想として、申請する制度の領域と課題の重要性、要望度、問題点、につき全国を視野に簡潔に説明できること。

③制度につき外部からの問い合わせに対応できる体制であること。

④研修は原則として不特定多数に公開されること。認定は合理的に資格条件づけされること。

⑤履修すべきカリキュラム（学習項目）や、必要に応じて実習等を設定すること。

⑥研修の講師、指導者の選定、プログラムの策定を行う体制を明示すること。

⑦一定の活動実績を有しその内容を公表していること。

⑧履修成果を実証するための適正な試験（書類審査、筆記試験、口頭試問、小論文等）を行うこと。

⑨認定取得条件または受験資格として、特定の団体所属歴、実地経験、学会報告、他機関の資格等を求める場合はその妥当性を説明すること。また、妥当な、更新・取消し条件を設定していること。

（薬剤師認定制度認証機構 特定（専門）領域認定制度の認証申請書の評価方針より一部抜粋）

特定領域認定制度の認証取得のメリット

特定領域認定制度の認証を取得した場合、以下に示す質の高い研修・認定制度の提供が、認証機構の特定領域認定制度の認証取得によって担保されたものとなる。

メリット1：研修会の事前・事後評価

プログラムの評価を行うことにより、類似の講義内容の削減及び様々な領域の講義の提供が可能となる。

メリット2：履修すべき学習項目（カリキュラム）の設定

必須履修項目を設けることにより、様々な領域の知識、技術、態度を習得した薬剤師を養成することが可能となる。

メリット3：第三者評価機関からの評価・助言

外部評価及び助言により、研修内容の不断の改善を図っていることが担保される。

特定領域認定制度の認証取得目的

近年医療技術の進展とともに薬物療法が高度化・複雑化しており、チーム医療において薬剤の専門家である薬剤師が主体的に薬物療法に参加することが求められている。

そのため、日本病院薬剤師会が、病院・診療所等で医療業務に従事する薬剤師の臨床現場における実践力（厚生労働省医政局長通知（平成22年4月30日付医政発0430第1号）に記載されている業務を行うための知識、技術、態度）の向上を目的とした病院薬学という特定の分野・領域で特定領域認定制度を取得し、臨床での実践力を備えた薬剤師を養成するために、カリキュラムを設定し、研修内容の質を担保できる生涯研修認定制度を構築する。

認定薬剤師の養成目的

医療現場の様々な疾病を抱えた多くの患者の薬物療法を支援するため、臨床現場で必要な幅広い知識、技術、態度を習得し、各医療施設でチーム医療の中で主体的に薬物療法に関与し、医療安全に貢献できる実践力を兼ね備えた薬剤師を養成する。

日病薬病院薬学認定薬剤師制度について

薬剤師認定制度認証機構の特定領域認定制度の認証取得について、平成25年度第5回理事会で承認され、平成26年3月26日に認証申請を行った。薬剤師認定制度認証機構からの評価コメントにより、規程・規程細則を一部修正し、平成26年9月16日付けで下記の認証を取得した。

日病薬病院薬学認定薬剤師制度については、平成27年度より実施する。

- ・ **制度名称：日病薬病院薬学認定薬剤師制度**
- ・ **認証番号：P04**
- ・ **種 別：特定領域認定制度**

【認証取得までの経過】

平成26年2月 8日：第5回理事会で承認

平成26年2月15日：第48回臨時総会にて報告

平成26年3月26日：認証申請（特定領域認定制度（P））

平成26年5月29日：薬剤師認定制度認証機構より評価コメント

平成26年7月 4日：評価コメントに対する回答

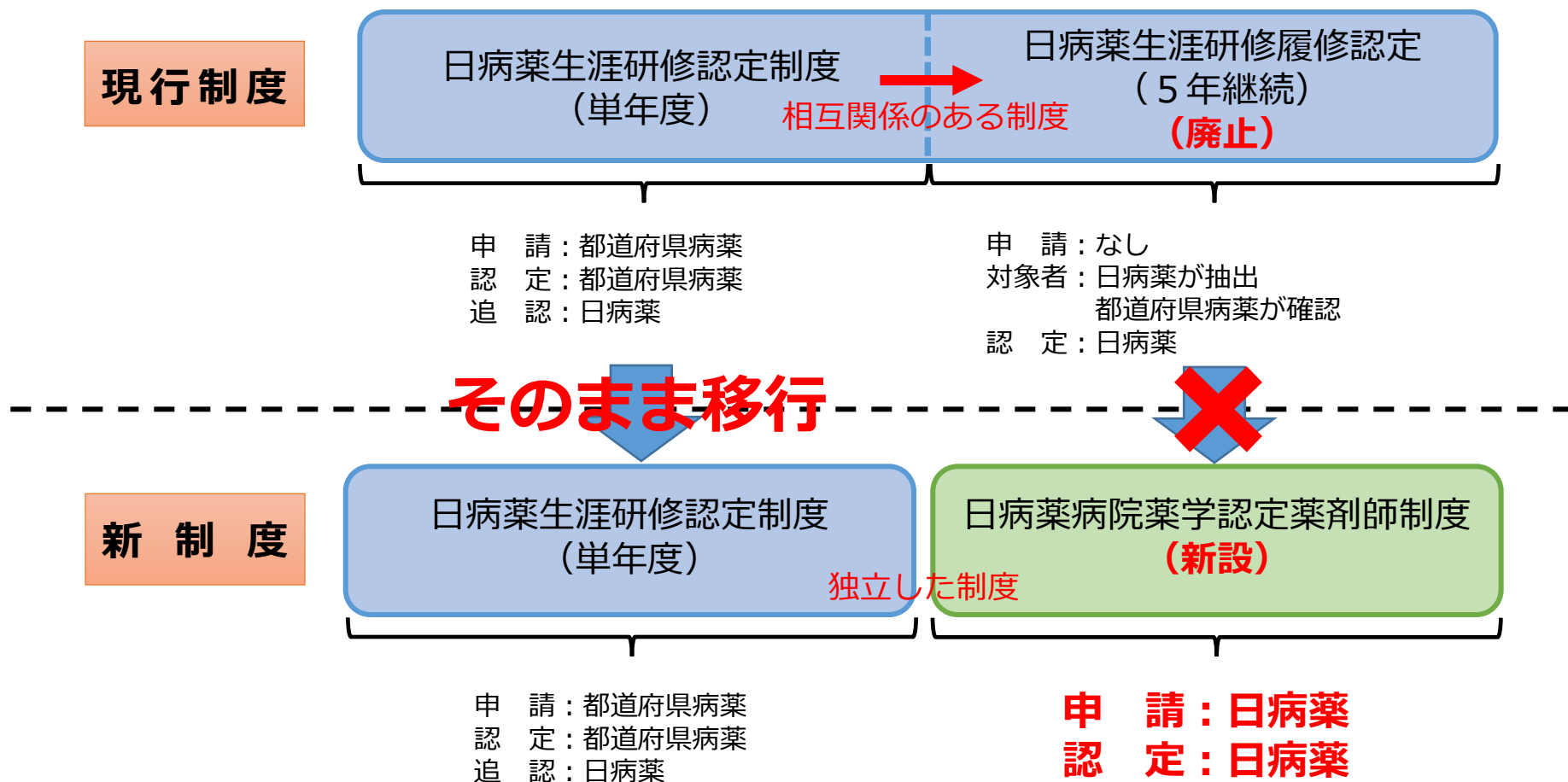
平成26年9月16日：認証取得

認証取得に伴う制度の変更

- ・日病薬生涯研修認定制度の変更
- ・日病薬生涯研修履修認定の廃止

日病薬生涯研修認定制度の変更

本制度が、現行の履修認定の目的と重複することから、現行の日病薬生涯研修認定制度の履修認定を廃止し、『日病薬病院薬学認定薬剤師制度』を新設する。
なお、現行の日病薬生涯研修認定制度（単年度）は、そのままの形で継続する。



日病薬生涯研修履修認定の廃止

本制度を平成27年度より開始し、平成30年度に認定薬剤師が輩出されることから、生涯研修履修認定は平成29年度まで実施する。平成29年度認定者の認定期間が満了する平成34年度をもって廃止する。

※生涯研修履修認定の認定日が7月1日であることから、平成34年6月30日をもって生涯研修履修認定を廃止する。

		H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	H32年	H33年	H34年	H35年
日病薬病院薬学 認定薬剤師制度					平成30年度より認定開始					
日病薬生涯研修 履修認定制度	平成27年度 認定	7月1日					6月30日			
	平成28年度 認定		7月1日					6月30日		
	平成29年度 認定			7月1日					6月30日	

専門薬剤師制度の要件変更について

生涯研修履修認定薬剤師を、平成34年6月30日をもって廃止することから、
本会専門薬剤師制度の認定要件である「日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師」を「日病薬病院薬学認定薬剤師」に変更する。

また、本制度を特定領域認定制度で取得したことから、「薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師」は削除する。

この変更による経過措置は、生涯研修履修認定薬剤師の認定が有効である平成33年度まで実施する。

- (4) **日病薬病院薬学認定薬剤師制度**であること。ただし、日本医療薬学会認定薬剤師であればこれを満たす。

附則

- (10) **平成27年●月●●日改定** ただし、平成33年度までに認定申請するの
にあつては(4)は従前の認定申請資格(日本病院薬剤師会生涯研修履修
認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、
日本臨床薬理学会認定薬剤師)で差し支えない。

(各専門薬剤師制度認定薬剤師認定申請資格より一部抜粋)

制度の概要（１）

- ・認定組織
- ・認定までの流れ

日病薬病院薬学認定薬剤師制度の全体図

〈日病薬〉

理事会

常務理事会

各部会

各委員会

事務局

認定制度の事務

各常置委員会

研修会の企画・運営

生涯研修委員会

認定制度の運営
研修会の企画・運営

認定小委員会

認定審査

試験小委員会

試験問題の作成
試験の実施

研修小委員会

研修会の事前・事後評価
研修会実施機関の認定

書類申請
試験の受験

試験の実施
認定薬剤師の認定

研修の
提供

〈日病薬会員〉
(正会員・特別会員)

認定者数の報告
更新申請

〈薬剤師認定制度
認証機構〉

認証の更新審査

研修会の申請
認定単位の発行
研修会後の報告

〈研修提供団体〉

〈研修会実施機関〉

都道府県病薬

研修会の申請

都道府県病薬支部

研修会の企画・運営

医療系学会・研究会

研修会の企画・運営・申請

〈他の認証
プロバイダー〉

薬剤師研修センターなど

研修の
提供

日病薬病院薬学認定薬剤師制度の認定までの流れ

〈単位取得から認定までの流れ〉

年度毎に単位取得



※3年間で50単位取得

日病薬に書類の提出



提出書類の審査



※受験料振込

認定試験 受験



※成績上位10%の平均点の70%以上で合格

委員会・理事会承認



※認定料振込

認定

年度毎の単位取得となるが、年度途中からも開始可能。ただし、年度途中からの場合、最初の単位取得から研修開始となるので、研修期間が短くなり、その期間で最低10単位取得しなければならない。

認定要件の試験以外の項目を審査する。
要件を満たしている者に対し、ID/パスワードを付与し受験資格を与える。
審査不合格者は、次年度再度審査を受ける。

受験期間3日間のうち、任意の時間に受験する。
出題形式は選択形式とし、出題範囲は研修ガイドラインの範囲とする。

試験不合格者は、次年度再度審査・試験を受ける。
更新の場合、認定継続が途切れ、次年度に再度新規認定を取得することとなる。

制度の概要（２）

- ・研修カリキュラム
- ・認定要件
- ・更新要件
- ・認定試験

日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修カリキュラム

本制度の研修カリキュラムについては、薬剤部内や病棟等で必要となる薬剤師の基本的臨床能力を5領域16項目に分類し、この領域・項目の中から、幅広くバランスに配慮して認定・更新に必要な履修項目を設定する。

履修項目を選択履修項目と必須履修項目に分け、下記のように設定する。

なお、研修カリキュラム領域・項目一覧については、次頁に示す。

カリキュラム履修項目・単位

○カリキュラム履修項目・単位数

日病薬病院薬学認定薬剤師制度カリキュラムのうち、下記の項目及び単位数を取得していること。

- I－1～3の各項目の中から1項目以上履修し、合計2単位以上取得すること（選択履修項目）
- II－1～6の各項目の中から2項目以上履修し、合計4単位以上取得すること（選択履修項目）
- III－1～2の各項目を履修し、合計4単位以上取得すること（必須履修項目）
- IV－1～2の各項目を履修し、合計4単位以上取得すること（必須履修項目）
- V－1～3の各項目を履修し、合計6単位以上取得すること（必須履修項目）

日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラム一覧

領域	研修番号	項目	目標
Ⅰ．医療倫理と法令を順守する	Ⅰ－１	薬剤師の使命と責任	生命の尊さを認識し、臨床現場における生命倫理の重要性を理解する。
	Ⅰ－２	医療制度	質の高い医療を提供するため、医療に関する制度を理解する。
	Ⅰ－３	法令順守	質の高い医療を提供するため、病院薬剤師業務に関わる法律を理解する。
Ⅱ．基本的業務の向上を図る	Ⅱ－１	調剤	患者情報を収集し、薬歴に基づいた処方監査、疑義照会を経て、調剤し交付する。
	Ⅱ－２	製剤	法に則り、必要な院内手続を経て、品質を保証した製剤を供給する。
	Ⅱ－３	医薬品情報	適正使用のための医薬品情報を収集・評価し、医療従事者に適切に情報提供する。
	Ⅱ－４	医薬品管理	医薬品の適正使用を目的として、品質の確保など法に則り適正な医薬品等の管理・供給の役割を担う。
	Ⅱ－５	マネジメント	病院経営や管理に貢献するために、業務の合理化、職能発展のための財源確保など経営マネジメントの視点を養成する。
	Ⅱ－６	教育・研究	質の高い医療人養成を目指した実務実習を支援し、医療の高度化、多様化に対応出来る研究マインドをもつ。
Ⅲ．チーム医療を実践する	Ⅲ－１	病棟業務 (医療コミュニケーション)	入院患者に最適な薬物療法を提供するため、治療効果の向上と副作用の防止に努め、患者の利益に貢献して、チーム医療に参画する。
	Ⅲ－２	連携（多職種・薬薬）	病院薬剤師の役割を理解し、他職種と協働して薬物療法を支援する。
Ⅳ．医療安全を推進する	Ⅳ－１	リスクマネジメント (医薬品安全管理)	医療事故は日常的に起こる可能性があることを理解し、適切な情報を基にした医薬品の安全使用をはじめ、安全・安心の医療を実践する。
	Ⅳ－２	感染制御・管理	感染制御を通じて、安全で適切な治療を受けるための環境作り、適正な消毒薬、抗菌薬などの使用を支援する。
Ⅴ．ファーマシューティカルケアを実践する	Ⅴ－１	医薬品（製剤）特性	医薬品（製剤）の特性を理解し、適切な薬物療法を支援する。
	Ⅴ－２	疾病・薬物療法	疾病と病態を理解し、適切な薬物療法を支援する。
	Ⅴ－３	患者特性	患者特性に応じて、適切な薬物療法を支援する。

日病薬病院薬学認定薬剤師制度の認定要件

病院・診療所・介護保険施設の日常の臨床業務の中で主体的に薬物療法に参加し、資質向上のために研鑽を積むことが重要であることから、「日本病院薬剤師会正会員又は特別会員（保険薬局勤務・大学教員等の薬剤師）」を対象とする。本制度の目的より、幅広い内容を継続的に研修する必要があるため、単位取得年限を複数年とする。なお、必要単位数等については下記に示す。

認 定 要 件

○認定要件

- (1) 日本病院薬剤師会正会員又は特別会員（保険薬局勤務・大学教員等の薬剤師）であること。
- (2) 申請年度を含め過去3年度を通算して50単位以上を取得し、かつ下記①～③のすべてを満たすこと。

①日病薬病院薬学認定薬剤師制度カリキュラムのうち、下記の項目及び単位数を取得していること。

- I - 1～3の各項目の中から1項目以上履修し、合計2単位以上取得すること
- II - 1～6の各項目の中から2項目以上履修し、合計4単位以上取得すること
- III - 1～2の各項目を履修し、合計4単位以上取得すること
- IV - 1～2の各項目を履修し、合計4単位以上取得すること
- V - 1～3の各項目を履修し、合計6単位以上取得すること

②毎年最低10単位以上取得していること

③他プロバイダーが認定する研修での取得単位数は、50単位のうち10単位を限度とする。

(3) 日病薬病院薬学認定薬剤師認定試験の可否基準を満たしていること。

○認定料：3000円（税別）

日病薬病院薬学認定薬剤師制度の更新要件

日病薬病院薬学認定薬剤師の認定は6年毎の更新制とする。また、更新要件については、新規認定取得期間が3年となっているため、取得単位数は6年間で100単位以上とし、カリキュラムの履修項目の単位数及び他プロバイダーが認定する研修での取得単位数についても20単位を限度とする。

更新要件

○更新要件

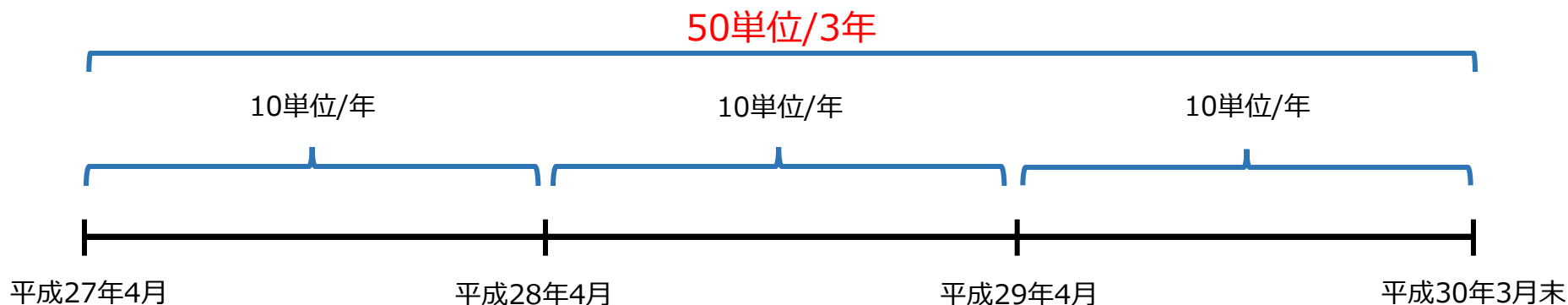
- (1) 日本病院薬剤師会正会員又は特別会員（保険薬局勤務・大学教員等の薬剤師）であること。
- (2) 申請年度を含め過去6年度を通算して100単位以上を取得し、かつ下記①～③のすべてを満たすこと。
 - ①日病薬病院薬学認定薬剤師制度カリキュラムのうち、下記の項目及び単位数を取得していること。
 - I－1～3の各項目の中から1項目以上履修し、合計4単位以上取得すること
 - II－1～6の各項目の中から2項目以上履修し、合計8単位以上取得すること
 - III－1～2の各項目を履修し、合計8単位以上取得すること
 - IV－1～2の各項目を履修し、合計8単位以上取得すること
 - V－1～3の各項目を履修し、合計12単位以上取得すること
 - ②毎年最低10単位以上取得していること
 - ③他プロバイダーが認定する研修での取得単位数は、100単位のうち20単位を限度とする。
- (3) 日病薬病院薬学認定薬剤師認定試験の合否基準を満たしていること。

○更新料：3000円（税別）

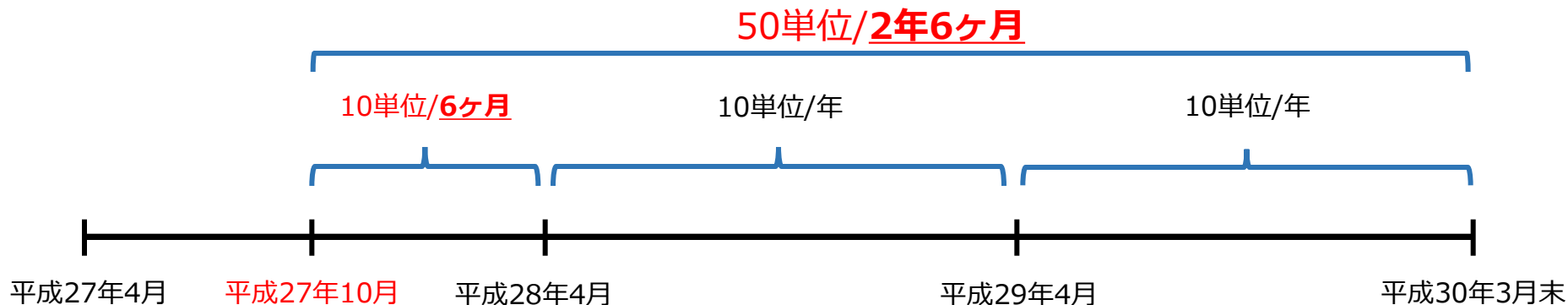
研修の開始時期について

認定要件より、「毎年最低10単位以上の取得」及び「過去3年度(更新6年)を通算して50単位(更新100単位)以上取得」することが必要であるため、年度の途中から参加することは可能であるが、毎年度の研修期間と認定申請までの研修期間は短くなる。

【4月から研修を始めた場合】



【10月から研修を始めた場合】



研修期間の中断について

本制度では、認定・更新要件に「毎年最低10単位以上取得すること」となっているため、特別な理由（出産・育児休暇、病気・介護、海外留学など）により、この要件を満たすことができない場合の救済措置を設けることとする。

研修期間の中断した場合は、必要書類を認定・更新申請時に提出し、認定小委員会で中断の可否について審査する。

研修期間の中断

○中断理由

- 出産・育児
- 病気・介護
- 海外留学

○中断期間

- 原則として最長3年間

○提出書類

- 中断期間・中断理由を記載した中断証明書（書式自由）
- 所属長の証明

○提出時期

- 認定申請・更新申請時に提出

日病薬病院薬学認定薬剤師の認定試験

日病薬病院薬学認定薬剤師認定試験については、受験者の費用負担および業務の都合を考慮し、インターネットを利用したWeb上で実施する。試験の受験期間は原則3日間とし、Webのアクセスを開放する。

また、受験者に対してWebにアクセスするためのID及びパスワードを配布することから、試験実施前に取得単位等の審査を認定小委員会が行う。

出題形式等については、選択形式とする。

試験の実施方法

○受験資格

- 認定要件の（１）及び（２）を満たしていること。
- 更新要件の（１）及び（２）を満たしていること。

○受験料：2000円（税別）

○実施方法

- インターネットを利用したWeb上で実施することとし、対象者に対して受験に必要なID及びパスワードを配布する。
- 出題形式については選択形式とし、問題をプールしその中からランダムで出題する。

○受験期間

- 認定・更新試験受験期間は原則3日間とする。

○出題範囲と基準

- 研修ガイドラインを出題範囲とし、試験実施年度毎に出題基準を策定する。

○合格基準

- 受験者の成績上位10%の平均点の70%とする。

制度の概要（３）

- ・対象研修
- ・研修会実施機関
- ・研修会の認定

日病薬病院薬学認定薬剤師制度の対象研修

本制度の研修は、研修課題等の研修内容の事前・事後評価を行うことや、受講証明等の配布など、日本病院薬剤師会が研修内容の質を担保する必要があることから、下記の研修を対象とする。

なお、集合研修については、事前に開催計画書及びプログラムを日本病院薬剤師会に提出し、研修小委員会が研修内容を審査し認定を行う。

対 象 研 修

1. 集合研修（単位基準 1単位／90分）

①日病薬が主催または共催する研修会等

②研修会実施機関が主催または共催する講習会、研修会等で日本病院薬剤師会が認定したもの

※本会専門薬剤師制度の研修会で取得した単位を日病薬病院薬学認定薬剤師制度の取得単位として使用した場合、当該単位を本会専門薬剤師制度の申請単位として使用することはできない。

※②に該当する講習会、研修会等は事前に開催計画書、プログラムを別に定める方法により日本病院薬剤師会に提出し、認定を取得しなければならない。（原則として不特定多数の薬剤師に公開されていること）

2. e-ラーニング（単位基準 1単位／90分）

①日病薬が実施するe-ラーニング

3. 薬剤師認定制度認証機構から認証を受けた他の生涯研修プロバイダーの研修（単位基準 1単位／90分）

①当該団体が主催する講習会、研修会

※ただし、本会特定領域認定制度研修ガイドラインに沿った研修であること

日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修会実施機関

日本病院薬剤師会が主催・共催する研修会・講習会以外に、本制度の対象となる研修会を行う団体は、あらかじめ研修会実施機関として日本病院薬剤師会から認定される必要がある。

本制度の研修会実施機関として認定を取得したい場合は、事前に下記に定める認定要件を証明する書類を本会に提出する。研修小委員会で審査を行い、研修会実施機関として認定する。

研修会実施機関の対象としては、各都道府県病院薬剤師会（支部単位での認定はしない）、各医療系学会、各医療系研究会等とする。

研修会実施機関

研修会実施機関の認定を受けようとする団体は、次に定める認定要件をすべて満たし、申請書と共に認定要件を証明する書類を提出し、審査を受けなければならない。

【認定要件】

- ①医療関係団体であること。
- ②団体の代表者がいること。
- ③会員数が合計200名以上であること。
- ④病院・診療所・介護保険施設所属の薬剤師の会員がいること。
- ⑤日病薬病院薬学認定薬剤師制度の目的および研修カリキュラムに則った研修会の企画運営ができること。

研修会実施機関認定申請書（1）

申請する際は、右の「研修会実施機関認定申請書」に団体名（都道府県病薬名）、代表者名（会長名）、研修担当者名（生涯研修担当者名）と住所・電話番号・メールアドレスを記入する。

2枚目（次スライド左）には、研修会実施機関の認定要件に記載されている内容を記入する。

3枚目（次スライド右）には、登録する都道府県病薬支部担当者の情報を記入する（1支部1名まで）。

上記の必要事項をすべて記入し、定款又は会則、次年度に開催した研修会のプログラムを添付し申請する。

一般社団法人 日本病院薬剤師会 日病薬病院薬学認定薬剤師制度 研修会実施機関 認定申請書		
当団体は、所定の書類を添えて、日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修会実施機関としての認定を申請いたします。		
年 月 日		
ふりがな 団体名	⑩	
ふりがな 団体代表者名		
団体住所	〒 -	電話番号: E-mail:
ふりがな 所属施設名		
所属施設住所	〒 -	電話番号: E-mail:
ふりがな 研修担当者名		
ふりがな 所属施設名		
所属施設住所	〒 -	電話番号: E-mail:

研修会実施機関認定申請書（2）

1. 団体の目的及び事業

目 的	
事 業	

※貴団体の定款又は会則等を添付してください。

2. 会員数

総会員数	名
病院・診療所・介護保険施設勤務薬剤師数	名（再掲）

3. 前年度の研修会数（ _____ 回）

※前年度に開催した研修会プログラムを添付してください。

4. 支部担当者の登録

（支部担当者へのID・パスワードの配布を希望しない場合は、記入不要）

支部名		
研修担当者名		
所属施設名		
所属施設住所	〒 -	電話番号: E-mail:
支部名		
研修担当者名		
所属施設名		
所属施設住所	〒 -	電話番号: E-mail:
支部名		
研修担当者名		
所属施設名		
所属施設住所	〒 -	電話番号: E-mail:
支部名		
研修担当者名		
所属施設名		
所属施設住所	〒 -	電話番号: E-mail:

※記入欄が不足する場合は、複製してご使用ください。

都道府県病薬支部の取り扱いについて

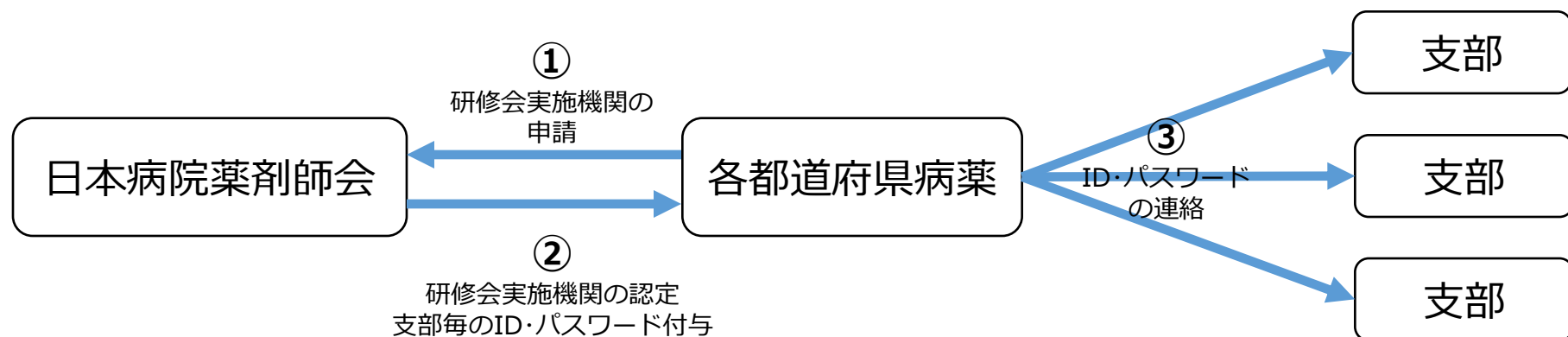
都道府県病薬支部を研修会実施機関として認定した場合、全国で相当数の認定が必要なことから支部単位の認定は行わない。しかし、支部単位で研修会の企画及び運営を行うことから、研修会の申請に必要なID及びパスワードを支部に付与し、支部単位で研修会を申請できるような体制にする。

ただし、支部が研修会を行う場合は、必ず事前に研修会プログラムの内容等について都道府県病薬の承認を得てから申請を行うこととする。

なお、支部単位での研修会の申請が必要な都道府県病薬は、研修会実施機関認定申請書の「4.支部担当者の登録」に必要な事項を記入し申請すること。

研修会実施機関の認定

※ID・パスワードの付与については、都道府県病薬生涯研修担当者、支部の生涯研修担当者にのみ付与する。



日病薬病院薬学認定薬剤師制度の集合研修の認定

認定された研修会実施機関が本制度の研修会を開催する場合は、当該研修開催予定日の1ヶ月前までに、Webより『研修会開催計画』の入力及び『研修会プログラム』を本会に提出しなければならない。研修内容を研修小委員会が審査し、本会が直接実施する研修会と同等と認める場合に、本制度の研修会として認定する。

なお、研修会実施機関は、本手続及び単位の発行手数料として下記に記載する金額を本会に納入し、入金確認後、本会は申請参加人数分の『単位証明』を研修会実施機関に発行する。

単位発行等手数料

○単位発行等手数料

研修会参加人数	手数料（税別）
50名まで	¥1,000
51名～100名まで	¥2,000
101名～300名まで	¥4,000
301名～1000名まで	¥8,000
1001名～2000名まで	¥20,000
2001名以上	¥30,000

研修会実施機関の研修会認定申請方法について

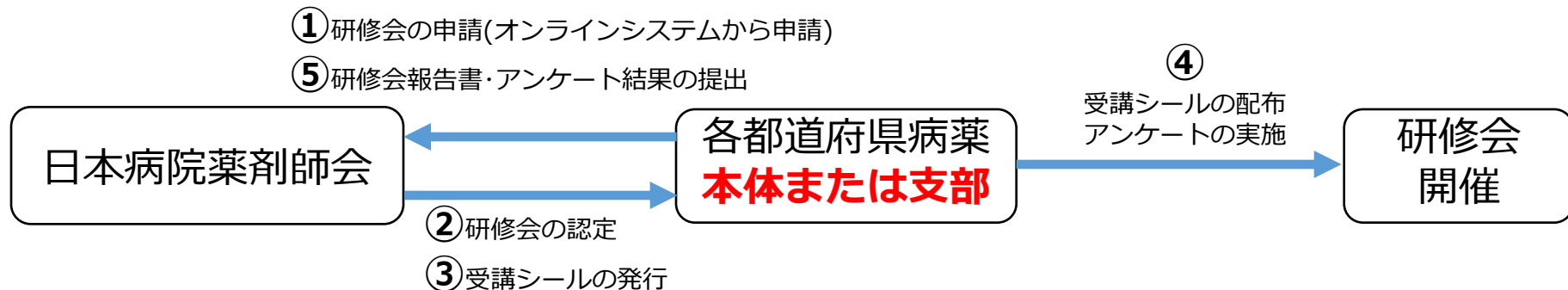
研修会の認定申請方法については、現行の「専門領域の講習会認定申請オンラインシステム」と同様のシステムから付与したID・パスワードを入力し、必要事項の登録及び研修会プログラム（PDF）を添付して認定申請を行う。

また、研修会終了後1ヶ月以内に、本会に『研修会報告書』又は『アンケート集計結果』を提出し、残余の『単位証明』を返還する。

なお、研修会報告書には、必ず研修会の内容をキーワード3つ以上5つ以内で簡潔に記載する。

研修会の認定

※支部が研修会の申請を行う場合は、事前に研修会プログラムの内容について都道府県病薬の承認を得ること。



都道府県病薬の研修会認定・手数料振込み等について

各都道府県病薬が研修会実施機関となり、本制度の研修会を開催する機会が多いと予想されるため、都道府県病薬も事務処理が増えることとなる。

このことから、一定期間ごと（3ヶ月毎）に、その期間に開催した研修会の単位発行手数料の振込みと残余の研修単位シールの返還を翌月の末日までに行うこととする。ただし、支部単位での手数料振込み及び残余の研修単位シールの返還は不可とする。

研修会の認定・振込み等

① 研修会の申請(オンラインシステムから申請)

⑤ 研修会報告書・アンケート結果の提出

④

受講シールの配布
アンケートの実施

研修会
開催

各都道府県病薬
支部

日本病院薬剤師会

② 研修会の認定

③ 受講シールの発行

⑥ 残余の受講シールの送付

各都道府県病薬
本体

3ヶ月毎

⑦ 残余の受講シールの返還

⑧ 手数料の振込み

※締め日(振込み期限)

6月末(7月末)、9月末(10月末)

12月末(1月末)、3月末(4月末)

集合研修の取り扱い（１）

＜学術大会等の取得単位と取得カリキュラム項目について＞

学術大会等については、領域に特化したものや研修カリキュラム項目が複数にわたるものなど様々であることから、主催団体が下記の２つから１つを選択し研修会の認定申請を行うこととする。

- ①シンポジウム等ごとに研修単位及び研修カリキュラム項目を認定申請
 - ②学会・学術大会全体で研修単位を認定申請
- ※②の場合、研修カリキュラム項目の認定は行わない

＜研修会の取得単位と取得カリキュラム項目について＞

１ 研修会で取得できる研修カリキュラム領域・項目数に制限を設けない。

研修カリキュラム項目が取得できる最小講義時間は90分（１項目/１単位/90分）とする。

（例）90分3コマの場合 → 5領域の中から3項目取得

1コマ目「診療報酬改定」：Ⅰ-2

2コマ目「リスクマネジメント」：Ⅳ-1

3コマ目「病棟・外来業務」：Ⅲ-1

90分1コマの場合 → 5領域の中から1項目取得

「病棟での感染管理」の場合

病棟・外来業務（Ⅲ-1）と感染制御・管理（Ⅳ-2）どちらかを選択

90分の講義が複数の項目にまたがるとしても1項目のみの取得

集合研修の取り扱い（２）

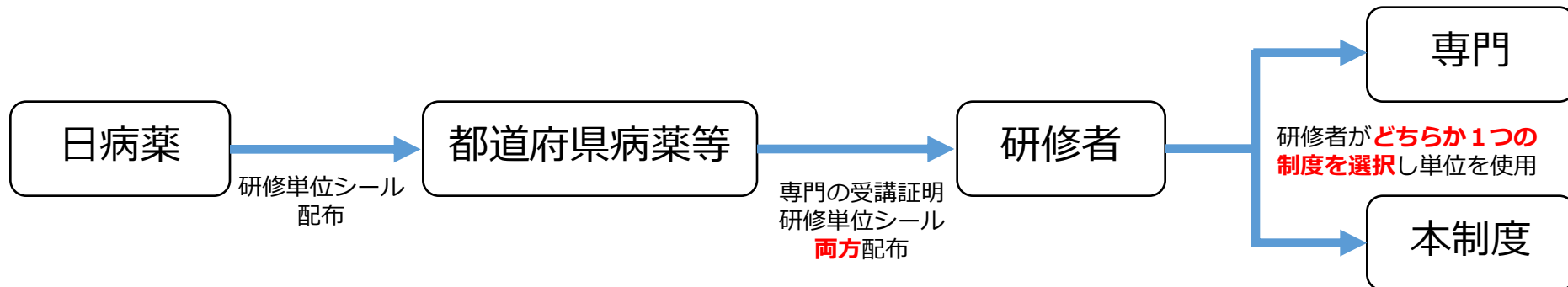
<本会専門薬剤師制度と日病薬病院薬学認定薬剤師制度について>

本会専門薬剤師制度と本制度の両方に研修会を申請することは可能である。ただし、研修単位はどちらか一方の認定制度にしか使用できない。

そのため、本会専門薬剤師制度に使用する場合は、認定（更新）申請の際に受講証明の写しの右肩に研修単位シールを貼付し申請すること。受講証明の写しに研修単位シールの貼付がないものについては、本会専門薬剤師制度の単位として認めない。また、本制度に使用する場合は、研修記録に研修単位シールのみを貼付すること。

【本会専門薬剤師制度】

※本会専門薬剤師制度に使用する場合は、研修者が受講証明の写しに研修単位シールを貼付すること
※日病薬病院薬学認定薬剤師制度に使用する場合は、研修記録に研修単位シールを貼付すること

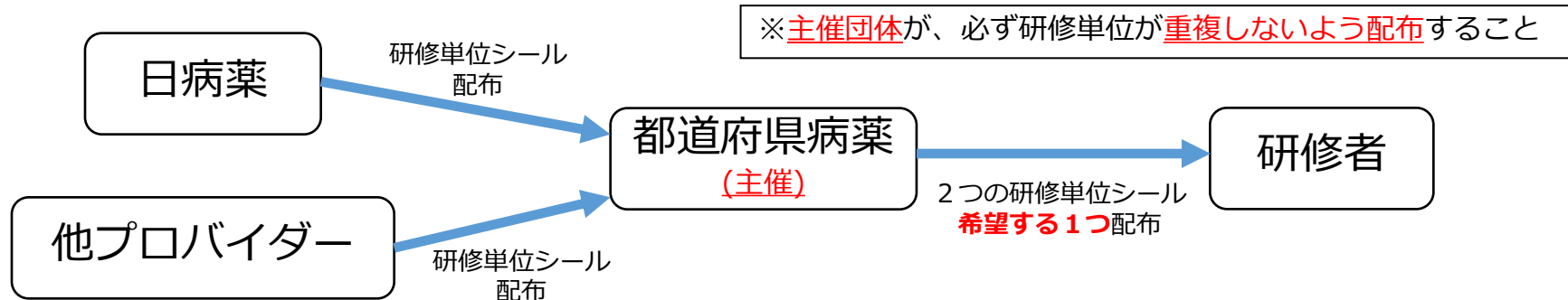


集合研修の取り扱い（3）

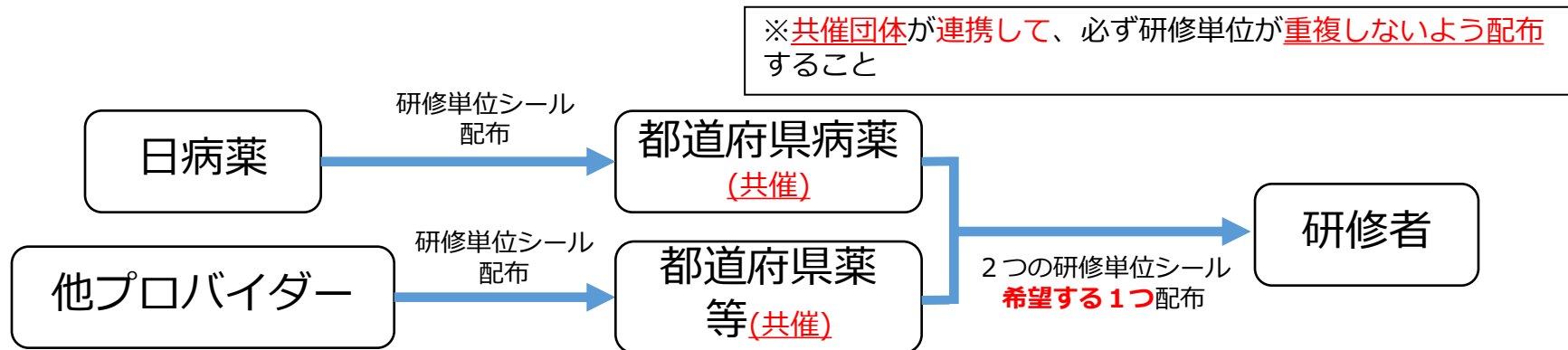
<他のプロバイダー制度と日病薬病院薬学認定薬剤師制度について>

他のプロバイダー制度と本制度の両方に研修会を申請することは可能である。
ただし、研修単位はどちらか一方の認定制度の単位しか取得できない。

【主催団体が両制度の研修会実施機関の場合】



【共催団体が各制度の研修会実施機関の場合】



集合研修の記録（1）

集合研修の記録は、本会ホームページより「日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修記録」（以下、研修記録）をダウンロードする。

1. 集合研修

研修記録に研修番号・開催日時・研修会名・研修時間・単位数を記入し、単位証明欄に講習会受講後に付与された研修単位シールを貼付する。

研修番号	開催日時	研修会名(コンテンツタイトル)	研修時間	単位数	単位証明
I - 2	2/15	診療報酬改定の概要	90 分	1	

2. e-ラーニング

研修記録に研修番号・開催日時・研修会名・研修時間・単位数を記入し、受講終了後に印刷した単位取得証明書と一緒に保管する。なお、単位証明欄は空欄のままとする。

研修番号	開催日時	研修会名(コンテンツタイトル)	研修時間	単位数	単位証明
I - 2	2/15	診療報酬改定の概要	90 分	1	

集合研修の記録（2）

e-ラーニングの単位取得証明書については、右の様なA4用紙が印刷される。認定・更新申請の際に、研修記録に単位取得証明書を添付し申請すること。

認定・更新申請の際に、研修単位シール及び単位取得証明書が無い場合は、単位として認められない。

●研修単位シール(集合研修)



●単位取得証明書(e-ラーニング)

第 23-0000102 号

単 位 取 得 証 明 書

氏名 : 日病 太郎

会員番号 : 000000

所属都道府県 : 東京都

研修会名 : 診療報酬改定の概要

取得カリキュラム : I - 2

取得単位数 : 1 単位

貴殿は日本病院薬剤師会が実施する e-ラーニングにおいて上記の単位を取得したことを証明する。

平成 26 年 2 月 15 日

一般社団法人 日本病院薬剤師会
会 長 北 田 光 一